

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

計画の目指す将来像、及び課題に基づいて設定された方針及び個別方針に沿って設定された措置を実施していきます。

1 文化財の保存・活用に関する措置の一覧

前章に掲げた文化財の保存・活用に関する方針及び個別方針のもと、今後本市が実施していく措置は次のとおりです。

表 16 文化財の保存・活用のための措置一覧

方針	項目	措置の内容		措置の実施時期	
				本計画期間	次期計画期間
(方向性) 学ぶ・知る	調査の実施	1 把握調査の実施	把握調査の実施		→
		2 文化財の調査	文化財指定のための個別の調査		→
			価値を明らかにする調査（水俣城址）	→	
			価値を明らかにする調査（その他）		→
	調査を持続可能にする体制づくり	3 地域の力を取り込む体制づくり	イベントなどによる文化財の把握調査		→
			定期的な情報収集と窓口づくり	→	
	調査成果の保存と公開の促進	4 人員体制の確保、研究機関との連携強化	専門性が維持される人員配置と育成		→
			研究機関との連携		→
			5 調査資料の保存と外部の利用に供する体制づくり	調査資料のリスト化・公開	
			閲覧環境の整備（水俣市立蘇峰記念館）	→	
		各種の調査成果の収集・公開		→	
(方向性) 守る・伝える	文化財の指定	1 文化財の指定	文化財指定候補リストの作成	→	
			文化財の新規指定		→
	文化財の適切な管理	2 適切な保存対策	定期的な現状把握・管理		→
			指定等文化財の保存処理などの実施		→
			水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計画作成、これに基づく工事	→	
			徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これに基づく工事	→	
			民俗芸能の資料保存	→	
	保存を持続可能にする体制づくり	3 所有者や保存団体の負担軽減・支援	保存に関する助言や補助金交付要綱の改正による補助制度の充実		→
			4 保存体制の強化、新たな見守り・担い手の確保	地域への文化財の所在の周知	→
				管理のアドプト制度導入（市が管理する指定文化財）	
			文化財の見守り体制の構築		→
		5 文化財の保存技術の継承	建造物の保存修理工事の地元業者への発注を通じた技術の習得・継承		→
	未指定文化財保護の検討	6 未指定文化財の保存方針の策定	薩摩街道の保存方針の検討	→	
薩摩街道の保存工事などの実施				→	
未指定文化財を保護する制度の検討			→		
資料の保存	7 資料の保存	資料整理・リスト化	→		
		受入基準の作成	→		
		保存環境の整備		→	

方針	項目	措置の内容		措置の実施時期	
				本計画期間	次期計画期間
2 文化財の確実な保存と継承 (方向性) 守る・伝える	文化財の防災・防犯対策の推進	8 災害・盗難リスクの把握と情報収集体制の構築	文化財ハザードマップの作成	→	
			連絡体制の構築	→	
		9 事前対策の推進	耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家)と、上記に基づく対策工事などの実施		→
			文化財の記録(規模・形状・特徴など)	→	
			10 防災意識の向上と、防災・盗難対策への支援	文化財防火デーなどの訓練実施	
		11 災害時の対応	被災文化財、文化財の一時保管場所の設定	→	
			災害対策マニュアルの作成	→	
	12 文化財の災害対策	文化財、看板・標柱の日常点検、看板・標柱の更新		→	
		保存・養生工事の実施(水俣城址)	→		
		保存・養生工事の実施(薩摩街道、指定樹木)		→	
	13 文化財の所在の周知	文化財リストの作成と各関係者との共有	→		
		指定等文化財・埋蔵文化財包蔵地の庁内での共有	→		
	3 公開・活用の促進 (方向性) 活かす・誇る	文化財の公開の促進	1 情報の公開、発信力の強化	講座・体験活動・資料の展示	
パンフレット、リーフレットの発行及び改訂					→
先端技術を活用した情報提供の検討					→
他の機関などと連携した情報発信					→
2 調査成果を速やかに活かす、発信するサイクルづくり		適切な事業管理		→	
		調査成果をわかりやすく伝える資料の作成		→	
3 公開の促進		指定有形文化財の公開機会の提供		→	
		民俗芸能の公開機会の提供		→	
文化財の継承を担う人材の育成		4 歴史文化を知る機会の充実と人材の育成	外部有識者や担当職員による講座などの開催		→
			ボランティアガイドの育成		→
5 次世代の育成		学校での普及活動の実施		→	
		子ども・親子を対象とした講座や体験教室の実施		→	
文化財の整備		6 文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備	看板などの更新、新規設置		→
			文化財の整備、便益施設などの整備(水俣城址、陣内官軍墓地)	→	
			文化財の整備、便益施設などの整備(その他)		→
文化財の新たな活用の推進	7 文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用	周遊ルートの設定		→	
		関係機関との連携強化、イベントの実施		→	
		横断的に情報を提供できる窓口づくり		→	
		水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存活用計画に基づく整備	→		
8 展示公開施設のネットワークづくり	共通パンフレットの作成や周遊ルートの設定		→		
	資料の情報一元化、相互活用		→		
新たな展示公開施設設置の検討	9 新たな展示公開施設設置の検討	市の資料を収集し、常設で展示公開する施設設置の検討		→	

5 アクションプラン

文化財の保存・活用に関する方針を踏まえた措置は以下のとおりです。

(1) 方針1 調査研究の促進に関するアクションプラン

表 17 調査研究の促進に関するアクションプラン

項目	番号	事業名とその内容	主体			市担当課	事業期間				
			市	地域	所有者等		前	中	後	次期	
調査の実施	1-1	把握調査の実施 ・把握調査の実施	◎			教育課					→
	1-2	文化財の調査 ・文化財の指定のための個別調査	◎			教育課					→
		・価値を明らかにする調査（水俣城址）									→
		・価値を明らかにする調査（その他）									→
調査を持続可能にする体制づくり	1-3	地域の力を取り込む体制づくり ・イベントなどによる文化財の把握調査	◎	○		地域振興課 観光戦略課 教育課					→
		・定期的な情報収集と窓口づくり					→				
	1-4	人員体制の確保、研究機関との連携強化 ・専門性が維持される人員配置と育成 ・研究機関との連携	◎			教育課					→
調査成果の保存と公開の促進	1-5	調査資料の保存と外部の利用に供する体制づくり ・調査資料のリスト化・公開	◎			教育課					→
		・閲覧環境の整備（水俣市立蘇峰記念館の保存活用計画に基づく）					→				
		・各種の調査成果の収集・公開									

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

事業の概要

1-1 把握調査の実施

各地区・集落における民俗芸能の継承等の役割も担う神社の一連の祭礼・伝統行事、地域コミュニティの様々な歴史文化が受け継がれている寺社内の構造物、塩田・街道関連遺構、それに関する史資料、本市の近代化から、環境汚染がもたらした健康被害、いわゆる水俣病の発生とその後の地域再生に関連する近現代の遺産などの把握調査が必要です。保存が急務なものや、活用が急がれるものなど、優先順位を検討のうえ、計画的に調査します。

1-2 文化財の調査

文化財の指定のため、個別の調査を行います。水俣城址は新たな価値にあった保存整備を行うことを目的に、価値を明らかにする調査を行います。その他の指定等文化財も必要に応じ調査します。

1-3 地域の力を取り込む体制づくり

町歩きやワークショップ、地域のイベントに出向いての聞き取り調査などによる文化財の把握調査を行います。地域に向けた定期的な情報収集の実施や、地域からの文化財に関する情報を受けられる窓口を作ります。

1-4 人員体制の確保、研究機関等との連携強化

文化財の調査に必要な職員の専門性が保たれる人員配置を行います。大学などの研究機関等と連携を図ります。

1-5 調査資料の保存と外部の利用に供する体制づくり

市のこれまでの調査資料をリスト化・公開します。水俣市立蘇峰記念館は閲覧利用しやすい環境を整えます。

本市の歴史文化に関して行った調査成果も収集し公開します。

(2) 方針2 文化財の確実な保存と継承に関するアクションプラン

表 18 文化財の確実な保存と継承に関するアクションプラン

項目	番号	事業名とその内容	主体			市担当課	事業期間			次期
			市	地域	所有者等		前	中	後	
文化財の指定	2-1	文化財の指定 ・文化財指定候補リストの作成	◎			教育課		→		
		・文化財の新規指定								→
文化財の適切な管理	2-2	適切な保存対策 ・定期的な現状把握・管理	◎		○	教育課				→
		・指定等文化財の保存処理などの実施	◎		○					→
		・水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計画作成、これに基づく工事	◎							→
		・徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これに基づく工事	◎		○					→
		・民俗芸能の記録の作成	◎		○		→			
保存を持続可能にする体制づくり	2-3	所有者や保存団体の負担軽減・支援 ・保存に関する助言や補助金交付要綱の改正による補助制度の充実	◎		○	教育課				→
	2-4	保存体制の強化、新たな見守り・担い手の確保 ・地域への文化財の所在の周知	◎	○	○	教育課			→	
		・管理のアドプト制度導入（市が管理する指定文化財） ・文化財の見守り体制の構築	◎	○	○					→
2-5	文化財の保存技術の継承 ・建造物の保存修理工事の地元業者への発注を通じた技術の習得・継承	◎			教育課				→	
未指定文化財の保護の検討	2-6	未指定文化財の保存方針の策定 ・薩摩街道の保存方針の検討	◎			教育課 土木課				→
		・薩摩街道の保存工事などの実施								→
		・未指定文化財を保護する制度の検討	◎	○	○	教育課				→
資料の保存	2-7	資料の保存 ・資料整理・リスト化 ・受入基準の作成	◎			教育課				→
		・保存環境の整備								→

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

項目	番号	事業名とその内容	主体			市担当課	事業期間			次期
			市	地域	所有者等		前	中	後	
文化財の防災・防犯対策の促進	2-8	災害・盗難リスクの把握と情報収集体制の構築 ・文化財ハザードマップの作成 ・連絡体制の構築	◎	○	○	教育課 危機管理 防災課	→			
	2-9	事前対策の推進 ・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成(水 俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家) ・上記に基づく対策工事などの実施	◎			教育課		→		
		・文化財の記録(規模・形状・特徴など)					→			
	2-10	防災意識の向上と、防災・盗難対策への支援 ・文化財防火デーなどの訓練実施	◎	○	○	教育課			→	
		・防災・盗難対策支援のための補助要綱整備					→			
	2-11	災害時の対応 ・被災文化財、文化財の一時保管場所の設定 ・災害対策マニュアルの作成	◎	○	○	教育課 危機管理 防災課	→			
	2-12	文化財の災害対策 ・文化財、看板、標柱の日常点検、更新	◎		○	教育課 危機管理 防災課				→
		・保存・養生工事の実施(水俣城址)						→		
・保存・養生工事の実施(薩摩街道、指定樹木)									→	
2-13	文化財の所在の周知 ・文化財リストの作成と各関係者との共有 ・指定文化財・埋蔵文化財包蔵地の庁内での共有	◎	○	○	教育課	→				

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

事業の概要

2-1 文化財の指定

文化財の指定候補リストを作成し、本市にとって重要な文化財を市指定文化財にします。

2-2 文化財の適切な管理の実施

指定等文化財の定期的な現状把握を行い、必要な保存処理等を実施します。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存活用計画を策定し、必要な工事を実施していきます。

市が管理する指定等文化財は定期的な現状把握を行い、適切な管理を行います。

民俗芸能は、映像記録などのデジタル媒体での記録を作成します。

2-3 所有者や保存団体の負担軽減・支援

負担の軽減のため、保存に関する助言を行うとともに、補助金制度の改正により金銭的負担を軽減します。

2-4 保存体制の強化、新たな見守り・担い手の確保

地域との連携を図るため、文化財の所在を周知します。市が管理する史跡は、アドプト制度を導入します。新たに文化財を見守る体制を構築します。

2-5 文化財の保存技術の継承

徳富蘇峰・蘆花生家など建造物の保存修理工事は可能な限り地元業者へ発注し、修理を通じて地元における技術の習得や継承につなげます。

2-6 未指定文化財の保存方針の策定

薩摩街道の保存方針を検討し、必要な保存工事等を実施します。

未指定文化財は、新たな制度による保護を検討します。

2-7 資料の保存

資料の整理とリスト化、資料の受け入れ基準作成を行います。石坂川生涯学習センターなど文化財を収蔵する施設の保存環境の整備について検討します。

2-8 災害・盗難リスクの把握と情報収集体制の構築

文化財ハザードマップを作成し市の危機管理防災課や消防署、警察などの関係機関、所有者、地域住民等と共有します。文化財の被災情報を迅速に収集できる連絡体制を作ります。

2-9 事前対策の推進

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、耐震化、防火を踏まえた保存活用計画を作成し、これに基づく対策工事等を行います。

文化財の被災や盗難に備えて文化財の規模・形状、特徴等を記録しておくとともに、被災時の対応をマニュアル化しておきます。

2-10 防災意識の向上と、防災・盗難対策への支援

文化財防火デーの訓練を通じた文化財の所有者等の防災意識の向上と、防災・盗難対策支援のため市の文化財保存整備費補助要綱を整備します。

2-11 災害時の対応

被災した文化財や災害・盗難から救出する文化財の一時保管場所の設定や、災害対策のマニュアルを作成します。

2-12 文化財の災害対策

指定等文化財、看板、標柱の日常点検と、更新を行い災害に備えます。

水俣城址、薩摩街道、指定樹木の保存・養生工事を実施します。

2-13 文化財の所在の周知

文化財リストを作成し、市の関係部署、所有者、地域住民等と共有します。庁内の地図情報のシステムを活用した指定文化財や埋蔵文化財包蔵地の所在地の情報を共有します。

(3) 方針3 公開活用の促進に関するアクションプラン

表 19 公開活用の促進に関するアクションプラン

項目	番号	事業名とその内容	主体			市担当課	事業期間			次期
			市	地域	所有者等		前	中	後	
文化財の公開の促進	3-1	情報の公開、発信力の強化 ・講座・体験活動・資料の展示 ・パンフレット、リーフレットの発行及び改定 ・先端技術を活用した情報提供の検討 ・他の機関などと連携した情報発信	◎			教育課 地域振興課 観光戦略課				→
	3-2	調査結果を速やかに活かす、発信するサイクルづくり ・適切な事業管理	◎			教育課				→
		・調査成果をわかりやすく伝える資料の作成								→
3-3	公開の促進 ・指定有形文化財の公開機会の提供	◎		○	教育課				→	
	・民俗芸能の公開機会の提供								→	
文化財の継承を担う人材の育成	3-4	歴史文化を知る機会の充実と人材の育成 ・外部有識者や担当職員による講座などの開催	◎	○		教育課				→
		・ボランティアガイドの育成								→
3-5	次世代の育成 ・学校での普及活動の実施 ・子ども・親子を対象とした講座や体験教室の実施	◎		○	教育課				→	
文化財の整備	3-6	文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備 ・看板などの更新、新規設置	◎			教育課				→
		教育課 都市計画課						→		
		教育課							→	
文化財の新たな活用の促進	3-7	文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源との連携 ・周遊ルートの設定 ・関係機関との連携強化、イベントの実施	◎			教育課 観光戦略課 都市計画課 農林水産課				→
		・横断的に情報を提供できる窓口づくり								→
	3-8	文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源との連携 ・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存活用計画に基づく整備	◎			教育課				→
展示公開施設のネットワークづくり ・共通パンフレットの作成や周遊ルートの設定		◎			教育課 水俣病資料館 侍街道はぜのき館				→	
3-9	・資料の情報一元化、相互活用								→	
展示公開施設設置の検討	3-9	新たな展示公開施設設置の検討 ・市の資料を収蔵し、常設で展示公開する施設設置の検討	◎			教育課				→

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

事業の概要

3-1 情報の公開、発信力の強化

市の歴史文化に関心が向けられ、文化財が広く研究や地域振興に役立てられるよう、講

座や体験活動、資料の展示、パンフレット・リーフレットの発行または改定を行います。

A R・V Rなど、先端技術の情報提供も検討します。観光部局や観光協会と連携した情報発信を行います。

3-2 調査成果を速やかに活かす、発信するサイクルづくり

発掘調査を含む様々な調査の成果は、速やかに発信できるよう、成果の公表を踏まえた事業管理を行います。また、成果をわかりやすく伝える資料を作成します。

3-3 公開の促進

これまで公開機会が無かった指定等文化財は、市の主導により公開機会を設けていきます。民俗芸能も、市のイベントなどを活用して、公開機会を設けます。

3-4 歴史文化を知る機会の充実と人材の育成

外部有識者や担当職員による講座等を開催し、歴史文化を知る人材を増やし、ボランティアガイドの育成につなげます。

3-5 次世代の育成

学校での出前事業やアウトリーチ、教材の整備などの普及活動の実施や、子どもや親子を対象とした講座や民俗芸能などの体験活動を実施します。

3-6 文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備

文化財看板等の更新、新規設置を行います。

文化財の価値をわかりやすく伝えるための整備や、通路、休憩スペースなどの便宜施設の整備を行います。水俣城址は、新たな価値を目に見える形にする整備を行います。陣内官軍墓地は見学ルートでの整備を行います。これらの整備には多大な費用と時間を要するため、どのように進めていくか検討のうえ実施します。

3-7 文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源と連携した文化財の活用

他の資源と組み合わせた周遊ルートの設定、観光部局との連携強化、連携したイベントを行います。観光面も文化財面も情報提供できる窓口をつくります。

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家は、保存活用計画作成の中で、施設の特色を活かし多くの人を訪れるための保存活用を検討し、それに基づく整備を行います。

3-8 展示公開施設のネットワークづくり

市の展示公開施設は、ネットワークをつくり、共通パンフレットや周遊ルートを設定し相互の活用を図るとともに、資料の情報共有や相互活用を行います。

3-9 資料館整備の検討

本市の歴史文化を常設で展示する新たな施設の設置についての検討を引き続き行います。

6 優先的・重点的に行う事業

様々な措置のうち、以下の措置については重点的かつ優先的に実施する措置を設定します。これらの措置は、災害による被災や継承者不足の危機に晒されている文化財への措置など、早急に取り組む必要があるものです。また、保存・活用の核に位置付けられる文化財に関連する個別具体的なもので、かつ地域計画全体を牽引する役割が期待できるものです。

災害に備える措置

水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家に関する措置

民俗芸能の継承に関する措置

歴史文化の情報発信に関する措置

水俣城址に関する措置

(1) 災害に備える措置

近年は、地震や豪雨が頻発し、文化財の保存が懸念される状態です。事前に備えておくことが重要となっています。下記の事業は、特に急がれるものです。

表 20 災害に備えるアクションプラン

番号	事業名とその内容	主体			市担当課	事業期間			次期
		市	地域	所有者等		前	中	後	
2-8	災害・盗難リスクの把握と情報収集体制の構築 ・文化財ハザードマップの作成 ・連絡体制の構築	◎	○	○	教育課 危機管理 防災課	→			
2-9	事前対策の推進 ・文化財の記録（規模・形状・特徴など）	◎			教育課	→			
2-13	文化財の所在の周知 ・文化財リストの作成と各関係者との共有 ・指定文化財・埋蔵文化財包蔵地の庁内での共有	◎		○	教育課	→			

(2) 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家に関する措置

水俣市立蘇峰記念館は、徳富蘇峰の業績を紹介する展示公開施設です。国の登録有形文化財建造物でもあります。これまで建造物としての価値に着目した活用が図られていません。徳富蘇峰の顕彰は引き続き行いつつ、地域のシンボル施設として新たな魅力に着目した活用が必要です。

徳富蘇峰・蘆花生家の「町家」の構造は、生家が立地した浜町の歴史が反映されています。今後は建物単体の価値だけではなく、周辺や観光を含めた来訪者の周遊ルートの拠点に位置付け、地域振興につなげることが必要です。また、老朽化が進行しているため、計画的な修繕なども必要となっています。

表 21 水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	主体			市担当課	事業期間			次期
		市	地域	所有者等		前	中	後	
2-2	適切な保存対策 ・水俣市立蘇峰記念館の耐震診断、保存活用計画作成、これに基づく工事	◎			教育課				→
	・徳富蘇峰・蘆花生家保存活用計画作成、これに基づく工事								
2-5	文化財の保存技術の継承 ・建造物の保存修理工事の地元業者への発注を通じた技術の習得・継承	◎			教育課				→
2-9	事前対策の推進 ・耐震化・防火を踏まえた保存活用計画の作成（水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家） ・上記に基づく対策工事等の実施	◎			教育課				→
3-6	文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備 ・看板などの更新、新規設置	◎			教育課				→
3-7	文化財に新たな役割を付加する取組、他の魅力ある資源との連携 ・周遊ルートの設定 ・関係機関との連携強化、イベントの実施	◎			教育課 観光戦略課 都市計画課 農林水産課				→
	・横断的に情報を提供できる窓口づくり								
	・水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家の保存活用計画に基づく整備	◎			教育課				→
3-8	展示公開施設のネットワークづくり ・共通パンフレットの作成や周遊ルートの設定	◎			教育課 水俣病資料館 侍街道はげのき館				→
	・資料の情報一元化、相互活用								

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

(3) 民俗芸能の継承に関する措置

地域に伝わる民俗芸能は、過疎化と高齢化が進行したことにより、継承者の確保が難しくなっています。民俗芸能の多くは、神社の祭礼で奉納されて来ましたが、祭礼そのものが実施されなくなることで、発表の場も少なくなりつつあります。民俗芸能の価値や魅力を多くの人に伝え、継承に関わる人材の確保につなげることが必要です。

表 22 民俗芸能の継承に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	主体			市担当課	事業期間			次期
		市	地域	所有者等		前	中	後	
2-2	適切な保存対策 ・民俗芸能の記録の作成	◎		○	教育課	→			
3-1	情報の公開、発信力の強化 ・講座・体験活動・資料の展示 ・パンフレット、リーフレットの発行及び改定 ・先端技術を活用した情報提供の検討 ・他の機関などと連携した情報発信	◎			教育課 地域振興課 観光戦略課				→

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

番号	事業名とその内容	主体			市担当課	事業期間			次期
		市	地域	所有者等		前	中	後	
3-3	公開の促進 ・民俗芸能の公開機会の提供	◎		○	教育課				→
3-5	次世代の育成 ・学校での普及活動の実施 ・子ども・親子を対象とした講座や体験教室の実施	◎		○	教育課				→

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

(4) 歴史文化の情報発信に関する措置

本計画の作成に当たり実施した市民アンケートでは、江戸時代以前の本市の歴史が市民に知られていないことがわかりました。また、近年まで大規模事業に伴い行われた発掘調査の成果などは、市民に十分に伝わっていない状態です。

さらに、常設で歴史文化を概観できる施設がない本市では、今できる形での情報発信や講座などにより、本市の歴史文化を伝えていく必要があります。

表 23 歴史文化の情報発信に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	主体			市担当課	事業期間			次期
		市	地域	所有者等		前	中	後	
1-4	人員体制の確保、研究機関との連携強化 ・専門性が維持される人員配置と育成 ・研究機関との連携	◎			教育課				→
3-1	情報の公開、発信力の強化 ・講座・体験活動・資料の展示 ・パンフレット、リーフレットの発行及び改定 ・先端技術を活用した情報提供の検討 ・他の機関などと連携した情報発信	◎			教育課 地域振興課 観光戦略課				→
3-2	調査結果を速やかに活かす、発信するサイクルづくり ・適切な事業管理 ・調査成果をわかりやすく伝える資料の作成	◎			教育課				→
3-3	公開の促進 ・指定有形文化財の公開機会の提供 ・民俗芸能の公開機会の提供	◎		○	教育課				→
3-4	歴史文化を知る機会の充実と人材の育成 ・外部有識者や担当職員による講座などの開催 ・ボランティアガイドの育成	◎			教育課				→
3-5	次世代の育成 ・学校での普及活動の実施 ・子ども・親子を対象とした講座や体験教室の実施	◎		○	教育課				→

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

(5) 水俣城址に関する措置

水俣城址は、肥後と薩摩の境界にある本市の特徴がよく表れた城郭です。今後その価値をさらに明らかにし、目に見える形での整備を検討していきます。また、シラス台地に立地しているために崩落が頻発しています。城は住宅密集地にあり、城の崩壊は周辺へ及ぼ

す被害も懸念されるため、保存措置を検討していきます。

表 24 水俣城址に関するアクションプラン

番号	事業名とその内容	主体			市担当課	事業期間			次期
		市	地域	所有者等		前	中	後	
1-2	文化財の調査 ・価値を明らかにする調査（水俣城址）	◎			教育課			→	
2-12	文化財の災害対策 ・文化財、看板、標柱の日常点検、更新	◎			教育課 危機管理 防災課				→
3-6	文化財をわかりやすくする、訪れやすくする整備 ・看板などの更新、新規設置	◎			教育課 教育課 都市計画課				→
						→			

◎中心となって取り組む ○協力して取り組む

